

# 2. 介護報酬改定に関する留意事項

## 生産性向上推進体制加算

R7.7.18 苫小牧グループホーム連絡会  
介護福祉課講義資料から抜粋

### 算定要件等

#### 【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
  - 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
  - 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
  - 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
- 注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

#### 【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

## ● 注意事項

- ・ 職員間の適切な役割分担の例として挙げられるのは、
  - ① 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し、特定の職員に集中しないよう平準化する、
  - ② 特定職員が介助に集中することのできる時間帯を設ける、
  - ③ いわゆる介護助手を活用する、④ 介助を伴わない業務の一部を外注する など
- ・ 研修は、機器の使用方法やヒヤリハット等の周知、再発防止策の実習等を含むものとする
- ・ その他詳細は、「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（介護保険最新情報vol.1236）を参照

## 2. 介護報酬改定に関する留意事項

### 生産性向上推進体制加算

(Ⅰ) 100単位/月	(Ⅱ) 10単位/月
① 介護機器を複数種類活用	① 介護機器を活用
② 介護機器の活用による業務効率化等の実績がある	
③ 業務内容の明確化などにより、職員間の適切な役割分担を実施	
④ 委員会を3月に1回以上開催し、次の事項を検討、実施を確認	② 委員会を3月に1回以上開催し、次の事項を検討、実施を確認
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の安全及びケアの質の確保</li><li>・ 職員の負担軽減、勤務状況の配慮</li><li>・ 介護機器の定期的な点検</li><li>・ 職員研修</li><li>・ ③に関すること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の安全及びケアの質の確保</li><li>・ 職員の負担軽減、勤務状況の配慮</li><li>・ 介護機器の定期的な点検</li><li>・ 職員研修</li></ul>
⑤ 国への実績報告	③ 国への実績報告

## 2. 介護報酬改定に関する留意事項

### 生産性向上推進体制加算

- ・ I は①～③全ての活用が必要、II はどれか1種類でよい

種類	内容	Iにおける条件	IIにおける条件
① 見守り機器	離床をセンサーで感知し、職員に通報できるもの	全ての居室に設置 (全ての利用者を見守れる状態)	
② インカム等 (職員間の連絡調整の迅速化に資する機器)	インカムのほか、ビジネス用チャットツール活用機器も含む	同一時間帯に勤務する全ての介護職員が使用	同一時間帯に勤務する全ての介護職員が使用
③ 介護ソフト等 (介護記録作成の効率化に資する機器)	複数機器の連携も含め、データ入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するもの		